

# 御嵩町訓令甲第10号

## 御嵩町総合教育会議設置要綱

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長及び教育委員会が協議及び調整をすることにより、両者が教育行政の方向性を共有し一致して執行に当たるため、御嵩町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1) 御嵩町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 御嵩町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議及び事務の調整
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議及び事務の調整

### (組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思科するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### (意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議及び事務の調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議及び事務の調整に関する意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

### (調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務部において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。